

ノーネクタイ等の働きやすい服装の通年実施について

これまで当村では、夏季期間において省エネルギー対策や業務の効率化を図るため、執務環境に対応したノーネクタイ等の軽装（クールビズ）での執務を励行してきたところです。

この度、働き方改革の一環として、職員の判断によりノーネクタイ等の働きやすい服装での執務を通年で実施することとしましたのでお知らせします。

働きやすい服装での勤務による公務の能率化を図り、住民サービスのより一層の向上につなげてまいります。

●概要

ノーネクタイ等の自主性を重んじた働きやすい服装での執務を通年実施します。

※ただし、次の点に留意して取り組みます。

- 1、公務員として品位を失わない節度ある服装とします。
- 2、式典への出席等、社会通念上必要とされる場においてはネクタイを着用します
- 3、TPO（時・場所・時間）をわきまえた服装とします
- 4、ネクタイの着用を一律に禁じるものではありません（各自の判断で着用します）

●スケジュール

次のとおり、当面は試行期間として実施し、試行期間中に特段の支障がなければ、引き続き本格実施とします。

- 1、試行期間 令和3年10月4日（月）から令和3年11月30日（火）まで
- 2、本格実施 令和3年12月1日（水）から

【問合せ先】 東通村総務課 総務G ☎ 0175-27-2111（内線：271）